

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。
- 3 本業務に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。
 - ・R6〇〇業務

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1項 目的

正木ダムにおける堆積土砂の撤去を加速させるため、過年度に作成された土砂管理計画及び近年の土砂撤去実績を踏まえた効果的かつ効率的な工法検討を行うものである。

第2項 業務内容

1. 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査

検討に先立ち、現地踏査を行い、計画範囲を目視等により確認し、現場条件を把握し整理する。

3. 資料収集整理

検討に必要な過年度測量成果・工事資料を収集する。

4. 正木ダム貯水池土砂撤去計画

4. 1 堆積傾向分析

近年の土砂撤去実績と定期測量結果を踏まえて、経年的な堆砂量を算出し、洪水調節容量外を含むダム湖内全体の土砂堆積傾向の分析並びに堆砂進度の把握を行い、効果的な掘削箇所を抽出する。分析の結果から、洪水調節容量外の堆砂が著しい場合には、状況に応じて洪水調節容量外の土砂撤去の可能性も模索する。

4. 2 車両進入経路の検証

過年度業務『R6徳土 正木ダム 上勝・正木他 ダム堆積土砂管理計画作成業務』（以下、R6業務）の検証結果を踏まえ、浚渫船使用のための仮設計画及び大型重機車両通行のための既存町道拡幅並びに既存橋梁の補強等による、掘削箇所への新たな進入の可否を検証する。

検証にあたっては、R6業務により、概略検討がなされている坂路計画も含め概算工事費等を算出し、効果的な工法の比較検討した上で現実的な維持掘削可能量の検討を行う。

4. 3 管理目標値の検証

車両進入経路の検証結果を踏まえ、土砂撤去を加速するため、管理目標値として対策（撤去）必要量を設定する。設定にあたっては堆積傾向並びに堆砂進度など、堆砂特性を把握した上で今後の推定平均年堆砂量、平均年残堆砂量をもとに算定し、土砂撤去量を含めた検討を行うこと。

なお、堆砂対策の評価指標としては、国土交通省「ダム貯水池土砂管理の手引き（案）H30.3」を参考とする。

4. 4 その他土砂撤去方法の検討

4.1～4.3および過去検討成果を考慮しつつ、多角的な観点から土砂撤去の加速化/効率化を検証する。例として以下の方法を挙げる。

- ・貯砂ダム
- ・ダム湖内仮置ヤードの改良、仮置土場の検討等

4. 5 短期計画と中長期計画の策定

直近5年間に対応する短期計画と今後長期的に撤去するための方策を、総合的に検討する。また、過去に施工実績のある貯水池内左岸側に仮設道路を設ける方法について、現状の地形を踏まえて再検討する。

5. 関係機関協議

関係機関との協議及び諸手続、資料収集及び協議資料の作成を行う。

なお、関係機関については上勝町及び徳島県企業局とする。

6. 報告書

業務目的、条件、検討内容・結果、留意事項等について、報告書に取りまとめる。

7. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、成果納品時の計4回を予定している。